4　交通再構築企画官は、命を受けて、交通の再構築に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（地域交通課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　公共交通経営改善対策官は、命を受けて、公共交通事業者（国土交通省の所掌に係る公共交通に関連する事業を行う者をいう。）の経営の改善に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（調整官、インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにインフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　インフラレジリエンス企画官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、国土の強靱化に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。

4～6　（略）

7　インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国土政策企画官）

第三十八条の二　総合計画課に、国土政策企画官二人を置く。

（削る）

2　（削る）

（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）

第四十二条の五　（略）

2・3　（略）

4　主任分析官は、命を受けて、第三項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどり、及び分析官の行う事務を整理する。

5　分析官は、命を受けて、第三項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどる。

6　（略）

（企画官、都市企画調整官及び都市政策推進官）

第四十四条　総務課に、企画官、都市企画調整官及び都市政策推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（新設）

4　公共交通経営改善対策官は、公共交通事業者（国土交通省の所掌に係る公共交通に関連する事業を行う者をいう。）の経営の改善に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにアセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（新設）

3～5　（略）

6　アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国土管理企画室及び国土政策企画官）

第三十八条の二　総合計画課に、国土管理企画室及び国土政策企画官二人を置く。

2　国土管理企画室は、次に掲げる事項をつかさどる。

一　国土利用計画の企画及び立案並びに推進に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　全国の区域について定める国土形成計画に関する事務のうち国土の管理と継承に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。

三　国土調査に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

3　国土管理企画室に、室長を置く。

4　（略）

（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）

第四十二条の五　（略）

2・3　（略）

4　主任分析官は、命を受けて、第五項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどり、及び分析官の行う事務を整理する。

5　分析官は、命を受けて、第五項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどる。

6　（略）

（国際室並びに企画官、都市企画調整官、都市政策推進官及び海外プロジェクト推進官）

第四十四条　総務課に、国際室並びに企画官、都市企画調整官、都市政策推進官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

2　国際室は、都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。